

みなし決議に関する評議員会（公益財団法人岩手県文化振興事業団第8回評議員会）
議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 菅野洋樹理事長の報酬額の決定について

①理事長の報酬額

月額 395,000 円すること

②適用の日

平成27年6月23日

③提案理由

任期満了に伴う役員改選により菅野洋樹理事長が選任されたことに伴い、理事長の報酬額を定める必要があるため

(2) 理事の報酬額について

①業務執行理事の報酬額

月額 314,000 円とすること

②適用の日

平成27年6月23日

③提案理由

任期満了に伴う役員改選により理事が選任されたことに伴い、常勤の理事である業務執行理事の報酬額を定める必要があるため

(3) 上記提案を可決する旨の評議員会の決議があった日とみなされる日は、平成27年6月23日とすること。

2 1の事項を提案した者の氏名

理事長 菅野 洋樹

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

平成27年6月23日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定により、評議員会の決議があったものとみなされたので、これを証するためこの議事録を作成した。

平成27年7月1日

公益財団法人岩手県文化振興事業団
議事録作成者 理事長 菅野 洋樹 ㊟